

# 韓国知的財産ニュース 2018年12月後期

(No. 381)

発行年月日：2019年1月7日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、12月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 [議員立法]不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案
- 1-2 [議員立法]特許法一部改正法律案
- 1-3 [電子官報]特許法施行規則一部改正令
- 1-4 [電子官報]特許権等の登録令一部改正令
- 1-5 [電子官報]弁理士法施行令一部改正令

### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「特許共済事業」を運営する委託機関を公募
- 2-2 特許庁、建陽大学と業務提携(MOU)を締結
- 2-3 韓国特許戦略開発院、IP事業化(特許活用)戦略を発表
- 2-4 営業秘密保護センター、知識財産保護院に移管
- 2-5 特許庁国際知識財産研修院と韓国障害者雇用公団、業務提携を締結
- 2-6 特許庁、IP検索分野の民間業者に「ラブルール」を送る
- 2-7 特許庁、「許可等による特許権存続期間延長の医薬品および農薬情報集」第4集を発刊
- 2-8 国際特許出願(PCT)、これからは一度で便利に!
- 2-9 特許庁、2019年弁理士試験に備えた実務型問題の模擬試験を実施

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 第23次国家知識財産委員会開催
- 3-2 特許庁、BJC社の技術を奪取した現代自動車に是正勧告

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 特許庁職員が作るソーシャルトークショー『4時!特許庁です』を開始
- 5-2 将来の健康を守る AR/VR ベースの医療技術
- 5-3 韓国の特許出願件数、GDP・人口比で世界 1 位
- 5-4 災害時、迅速な緊急速報メールが命を救う!
- 5-5 IT 産業に欠かせないレアアースに注目を!

## 法律、制度関連

### 1-1 不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案情報システム (2018.12.28)

議案番号：2017878

提案日：2018年12月28日

提案者：共に民主党 チェ・インホ（崔仁昊）議員外 10 人

#### <提案理由>

現行法では中小企業が事業提案など取引交渉過程で大企業など取引上、優越的地位にある者に提供したアイデアを大企業などがその提供目的に反して無断で使った場合、行政調査及び是正勧告など行政救済とともに、損害賠償請求など民事救済ができるようにしている。

しかし、アイデア奪取行為による中小企業などの被害は、会社の存立問題になるなど、その弊害が深刻なのが現状である。したがってアイデアを奪取した大企業などには違法行為に対する責任をより重くし、公正な取引秩序を維持する必要がある。

一方、現在の行為の中止及び標識の除去・廃棄などと例示された是正勧告の範囲が制限的であるため、政府による被害企業の救済方法を多様化し、国民の生命と財産に害を及ぼす不正競争行為については、その是正勧告の内容を公表し、国民が危害情報を正確に認識し、被害を防止できるようにし、不正競争行為に該当するかどうかについての行政調査が行われている時、当事者が「発明振興法」上の産業財産権紛争調停委員会に紛争調停を申し込んだ場合は行政調査を中止し、紛争の調停が成立した場合は行政調査を終結し、早期に紛争を解決できる方策を導入するなど、制度運営上の問題点を改善するためである。

<主要内容>

- イ. 不正競争行為に該当するかどうかを確認するために行政調査が行われている時、当事者が紛争調停を申し込んだ場合、行政調査を中止できる根拠を追加する（(案) 第7条第3項、第4項及び第6項新設）。
- ロ. 不正競争行為に対する是正勧告の範囲の多様性を確保するために、行為を中止する、又は標識を除去又は廃棄するなどの例示を削除し、国民の生命と身体の安全及び財産権保護が必要な場合に不正競争行為に対する是正勧告の事実を公表することができるようにする（(案) 第8条第2項新設）。
- ハ. アイデア奪取行為（第2題第1項ヌ目）に該当する場合、損害として認められた金額の3倍以内で損害賠償の責任を負わせる（(案) 第14条の2第6項）。

1-2 特許法一部改正法律案

議案情報システム (2018.12.28)

議案番号：2017894

提案日：2018年12月28日

提案者：共に民主党 パク・ボンゲ（朴範界）議員外10人

<提案理由および主要内容>

特許制度は最初の発明を特許権として保護することで、他人の実施を制限し、特許権者には該当特許権に伴って発生する実施料など利益を享受できるようにして産業発展を図り、特許権を侵害した場合は損害賠償制度に基づき、特許権者が被った損害のてん補および特許権侵害行為を抑制している。

このような観点から、市場では特許権を侵害した者が特許権者の生産能力を超過する場合に特許権者の生産能力を限度にして損害賠償するのは、侵害者が不当な利益を取ることになるため、制度の本来の機能が発揮できないとの指摘がある。

つまり、特許権を侵害した者の生産能力が10,000で、特許権者の生産能力が100とすれば、特許権者が受けられる最大の賠償範囲を100に限定することになるため、特許権者の生産能力を超過する9,900に伴う利益については侵害者が保有することになり、特許権侵害を防止することができないということである。

そのため、市場では特許権の正当な利用料を支払うよりは、侵害になる恐れがあっても実施して利益を得て、侵害が確認されればその時に損害賠償額を支払った方が良いという認識広がっているのが現状である。

一方、特許権者又は専用実施権者は裁判に勝訴しても実質的な損害賠償額ではなく少額

しか受けられず、裁判をあきらめるなど特許権侵害の悪循環が繰り返されている。

このような適正でない損害賠償額の一因は損害賠償を算定する方式にある。特許権侵害に対する損害額算定において、有体財産権に適用する伝統的損害賠償の法理である実損てん補の原則に則り、特許権者の生産能力を損害の最大値に限定するためである。

しかし、今日、特許権を活用した製品の製造方式が OEM をはじめ、多様な方式で行われていること、生産をしなくても特許権者は多くの製造業者と実施契約を締結して実施する可能性があることなど特許権の特性を考えれば、侵害者が特許権者の生産能力を超過して取得した利益は当然、特許権者が得ることができた利益と見る必要がある。

これに関連して現行特許法に侵害者の利益を特許権者の損害と推定する規定があるが、これも特許権者の生産能力の範囲内での損害に制限して解釈するため、侵害者は特許権者の生産能力を超過する利益額を保有することになる不合理なことが起きている。

そこでこの問題を解決し知的財産権の特性を踏まえて、特許権者が侵害者を相手取って侵害行為によって得た利益額についての全額返還請求を可能にする規定を追加するためである。

このような侵害者利益の全額返還請求は EU、ドイツ、英国、中国、台湾などで採用されており、特にドイツでは 75%、台湾では 90%以上を判決で活用している。

これに対し、知的財産権をめぐる侵害訴訟に関する世界的な流れに沿い、不法行為に対する定義に合致するように、侵害者が侵害行為を行って得たすべての利益を特許権者が返還請求できる権利を新設するとともに、特許権者は侵害者の売上高を立証し、侵害者は侵害行為にかかった費用を立証するようにし、特許権者が特許訴訟で損害額を算定するための立証資料を確保することが難しい問題も解決するためである。

また、現行損害賠償請求権と損害額算定方式に関する規定の正確な法理を伝えるために、関連規定を整備するためである（(案) 第 128 条第 1 項から第 4 項までおよび第 8 項）

### 1－3 特許法施行規則一部改正令

電子官報 (2018. 12. 31)

産業通商資源部令第 323 号

特許法施行規則一部改正令を次のように公布する。

2018 年 12 月 31 日 産業通商資源部長官

## 特許法施行規則一部改正令

特許法施行規則一部を次のように改正する。

第 123 条を削除する

附則

この規則は公布日から施行する。

<改正理由および主要内容>

特許文書電子化機関の指定基準に関する規制の点検結果を反映して、該当規制の再検討期限を削除するためである。

### 1 - 4 特許権等の登録令一部改正令

電子官報 (2018. 12. 31)

国務会議の審議を経た特許権等の登録令一部改正令を次のように公布する。

2018 年 12 月 31 日 大統領 ムン・ジェイン

大統領令第 29449 号

### 特許権等の登録令の一部改正令

特許権等の登録令一部を次のとおり改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「質権」を「特許権等に関する権利と第 8 条に基づき仮登録された権利（以下、「仮登録された権利」とする）」にするとともに、同項第 3 号を第 5 号にし、同項に第 3 号及び第 4 号をそれぞれ次のとおり新設する。

3. 特許権等に関する権利と仮登録された権利を目的とする権利の登録
4. 特許権等に関する権利と仮登録された権利に対する処分制限

第 7 条第 2 項第 1 号中「特許権等以外の権利」を「特許権等に関する権利と仮登録された権利の登録事項」にする。

第 14 条第 1 項に第 7 号を次のとおり新設する。

7. 仮登録に基づき本登録をする場合、仮登録以降に行われた登録として仮登録により保全される権利を侵害する登録の抹消

第 20 条第 2 項第 2 号中「特許権等以外の権利」を「特許権等に関する権利と仮登録された権利」にする。

第 22 条第 7 項各号以外の部分の但し書き中「第 2 号から第 4 号まで」を「第 2 号又は第

4号」にするとともに、同項第2号中「謄本・抄本」を「抄本」にし、同項第3号を削除する。

第29条第1項各号以外の部分の但し書き中「補正案内書」を「補正要求書」にし、同条第3項中「補正案内」を「補正要求」にする。

第44条の題名中「死亡」を「死亡など」にし、同条本文を次のとおりとする。

登録権利者は特許権等に関する権利と仮登録された権利が次の各号のいずれかに該当して消滅した場合は申込書に該当事実を証明できる書類を添付して単独で登録抹消を申し込むことができる。

第44条に各号を次のとおり新設する。

1. 特許権等に関する権利と仮登録された権利の権利者である人が死亡した場合
2. 特許権等に関する権利と仮登録された権利の権利者である法人が解散した場合（解散により特許権等に関する権利と仮登録された権利が消滅するという約定が登録されている場合に限定する）

第53条第1項本文中「特許権等の移転」を「特許権等の移転（特許などを受けられる権利を受託した者が特許権等を設定登録する場合を含む）」にする。

#### 附則

第1条（施行日）この令は公布日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（付記登録に関する適用例など）①第7条第1項の改正規定は附則第1条の但し書きに基づく施行日の前に登録原簿に登録された事項についても適用する。

②附則第1条の但し書きに基づく施行日の前に登録原簿に主登録された事項として第1項に基づき、附則第1条の但し書きに基づく施行日以降の付記に変更されて作成される事項は第1項にかかわらず、従来の順位番号に従う。

#### <改正理由および主要内容>

特許庁長は、これまでは特許権に関する専用実施権・通常実施権の移転、又は処分制限などに関する事項を登録原簿に主登録で記載してきたが、特許権等の権利者や利害関係者がその変動事項を簡単に把握できるよう、これからは該当事項を登録原簿に付記登録し、特許庁長が仮登録による本登録をする場合、仮登録以降に行われた登録として仮登録上、権利を侵害する登録を職権で抹消するようにする根拠を追加するなど、現行制度の運営上に現れた一部問題点を改善・補完するためである。

国務会議の審議を経た弁理士法施行令一部改正令を次のように公布する。

2018年12月31日 大統領 ムン・ジェイン

大統領令第29448号

### 弁理士法施行令一部改正令

弁理士法施行令一部を次のとおり改正する。

別表2の第4号を次のとおりにし、同表に第6号を次のとおり新設する。

4. TEPS	ソウル大学の英語能力検定試験 (Test of English Proficiency developed by Seoul National University) をいう。	700点以上 (2018年5月12日以前に 実施された試験)
		385点以上 (2018年5月12日以降、 実施された試験)
6. IELTS	英国の英国文化院 (British Council) で 施行する英語能力検定試験 (International English Language Testing System) をいう。	5点以上

#### <改正理由および主要内容>

弁理士試験の英語科目を代替する英語能力検定試験のうち、TEPSの最高点数が990点から600点に変更され、弁理士試験の合格に必要なTEPSの基準点数を従来の700点から385点に調整するとともに、英語能力検定試験の種類にIELTSを追加するためである。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、「特許共済事業」を運営する委託機関を公募

韓国特許庁 (2018. 12. 17)

- 2019年1月、委託機関を選定し、事業推進に本腰を入れる -

韓国特許庁は海外出願、特許訴訟など知的財産関連資金のリスクに中小企業が効率的に備えられるように支援する「特許共済事業」を本格的に推進することにし、同事業を運営する委託機関を公募する。

「特許共済事業」とは、2019年から推進される新規事業で、グローバル競争が厳しくなるなか、特許紛争などをめぐる知的財産費用の負担が増している中小・中堅企業を支援する事業を指す。

同事業は、加入者(中小・中堅企業)が毎月、掛金を納付し、海外出願時や国内外で審判・訴訟など知的財産関連費用が発生した時、共済でお金を借り、後で分割して返済する「先に貸与し、後で分割返済する」方式で運営される。

また、加入者が毎月納付した少額の掛金は一定の利率で積み立てられ、元利金は共済契約を解約する時、一時に支給される。

特許庁は「特許共済事業」の早期定着のために、事業の委託機関を選定するとともに、事業運営に必要な経費を支援する計画である。

選ばれた委託機関は掛金など共済資金の安定的な運用、広報、説明会を通じた加入者確保、付加サービスの発掘など、事業運営全般を管理することになる。

公募に応募したい機関は、特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) に掲載された公告文を参考にし、申込書を2019年1月4日18時までに提出すれば良い。

特許庁は選定審査委員会を構成して提案書などについて評価を行い、2019年1月に委託機関を選定し、事業に本格的に着手する予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は、「特許・営業秘密侵害に関する『懲罰的損害賠償制度』が導入される予定で、特許紛争と保護に備えることは企業の経営における重要な要素に



なっている」とし、「このように環境が変化しているなか、『特許共済事業』は韓国の中  
小・中堅企業における知的財産のリスクを減らし、海外進出を後押しする役割を果たす  
だろう」と述べた。

## 2-2 特許庁、建陽大学と業務提携（MOU）を締結

韓国特許庁（2018.12.17）

- 単位銀行制における知的財産学を持続的に拡散 -

特許庁と建陽大学は12月17日（月曜）、知的財産人材を養成するための業務提携を締結  
する。

今回の業務提携の主な内容は、建陽大学の在学生在が特許庁国際知識財産研修院で運営す  
る知的財産学（単位銀行制）をオンラインで履修すれば、それを正規単位として認める  
ことである。

※単位銀行制とは、「単位認定などに関する法律（法律第13229号）」に基づき、国家生  
涯教育振興院が認める教育機関で取得した単位を集め、一定基準を満たした受講生に  
学士学位を授与する制度を指す。

国際知識財産研修院で無料で運営する「知的財産学」の専攻コースは、2015年に忠南大  
学でスタートさせ、現在は全北大学、済州大学など計11大学で運営している。最近、知  
的財産の重要性が増しているなか、学生の間で人気が高まっている。

2018年には研究開発と知的財産、特許法、特許情報調査と分析、インターネットと知的  
財産権法、特許明細書の作成実務など、全体14科目に対して計7,800人が受講を申し込  
み、学習している。

建陽大学の関係者は、「今回のMOUの内容を学則に反映し、準備作業を経て2019年2学  
期から特許庁の教育コンテンツを活用した知財教育を本格的に実施する予定だ」とし、  
「時間や場所に関係なく、オンラインで知的財産教育を受けることができ、学生の就職  
や起業に役立つだろう」と述べた。

特許庁長は、「第4次産業革命の時代を迎え、知的財産の専門人材を育成するための遠隔  
の単位銀行教育が拡大するのは、非常に有意義なことであり、今後も全国の大学と協力  
を強化していきたい」と述べた。

韓国特許戦略開発院は 12 月 18、19 日の二日間にわたり、ソウル COEX で開かれる「Tech-biz Korea 2018（技術とビジネスの出会い）」に参加し、「IP 事業化（特許活用）戦略」について発表する。

この日、発表は技術事業化のための IP 確保の方向（IP 確保前）、技術事業化のための準備（IP 確保後）、技術事業化（特許活用）戦略推進企業の事例、特許庁支援事業の紹介の順で行われる。

ここで韓国特許戦略開発院のチーム長は、技術事業化のための IP 確保の方向が従来の R&D 結果では知的財産権化だったとすれば、今後は IP 基盤の「R」を代えて補完する新しい未知の X&D を進める方向へと変化していることを強調する予定である。

また、特許の法的権利と技術内容を含む大規模な技術情報機能と製品を保護する防御特許、競合他社を攻めることができる攻撃的な側面の特許についても説明する。

さらに、技術事業化のための準備としてビジネスモデル特許（BM）樹立によるポートフォリオ構築と企業の特許対応戦略など活用事例について重点的に紹介する。主に、特許分析と対応戦略（技術開発の方向設定、技術導入の活用、技術開発の活用）策定による国産化事例、外部研究所と協力して新製品を開発し、発売後、売上高が年平均 15%以上伸びた企業などについて紹介する。

特許ビッグデータ分析による政府、中小・中堅企業の R&D 支援、中小・中堅企業がグローバルマーケットをリードできるよう、製品開発から海外進出までといった顧客観点からの IP（特許、ブランド、デザイン）総合戦略についても詳しく説明する。

韓国特許戦略開発院チーム長は、「韓国特許戦略開発院は国の R&D を先導する特許戦略専門機関として知的財産の創出、管理、活用などの役割を果たしている」とし、「説明会を通じて企業、大学、公共研究機関の知的財産創出戦略の支援と政府 R&D の特許成果管理、大学、公共研究機関の技術移転など、機関の役割と事業について発信したい」と述べた。

韓国特許庁は2019年1月から「営業秘密保護センター」を韓国特許情報院（以下、情報院）から韓国知識財産保護院（以下、保護院）へと移管し、特許・営業秘密など知的財産権全般に関する総合的な保護サービスを提供すると発表した。

移管に伴い、保護院内で他の知的財産保護事業（\*）と営業秘密保護事業を連携することが可能になり、専門人材とインフラを活用したシナジー効果が見込まれる。特に、センターで受理する営業秘密侵害事件については、事件の類型に応じて法律諮問の支援や紛争調停制度、特許庁の営業秘密特別司法警察（\*\*）などとの連携が可能になる。

\* 知的財産権紛争防止コンサルティング、公益弁理士相談センター、産業財産権紛争調停委員会など

\*\* 特許庁の特許・営業秘密・デザイン特別司法警察に関する内容が盛り込まれた司法警察職務法を改正（2019年3月に施行）

需要者の観点からも特許・デザイン・商標・営業秘密といった知的財産を複合的に管理する企業は、単一機関が提供する総合サービスを受けられることになる。

これまで営業秘密保護事業はシステム管理に重点を置いてきたが、今回センターを移管することで、営業秘密保護コンサルティングや法律諮問の支援などの機能を強化する予定である。ただし、従来の営業秘密保護センターの組織と機能はそのまま移転するため、同事業の一貫性と専門性は維持される。

情報院と保護院は事業移管をスムーズに行うために、12月11日に組織と機能の移転に関する業務提携を締結し、12月19日には各機関の理事会を開催し、定款を変更する計画である。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「公共機関間で機能を調整することで、政策運営の専門性と効率性が高まるだろう」とし、「強くて柔軟な知的財産保護が強調される第4次産業革命の時代を迎え、保護院が政策需要者に総合的かつ立体的な知的財産保護サービスを提供することを期待している」と明らかにした。

新たな「営業秘密保護センター」は、2019年1月から特許庁の営業秘密保護支援事業と原本証明書ビスを担当することになる。センターのウェブサイト ([www.tradeseecret.or.kr](http://www.tradeseecret.or.kr)) と代表電話 (1666-0521) は従来のみである。

## 2-5 特許庁国際知識財産研修院と韓国障害者雇用公団、業務提携を締結

韓国特許庁 (2018.12.19)

- 障害者向けの知的財産教育プログラムを提供することで、障害者の社会参加を拡大 -

特許庁国際知識財産研修院と韓国障害者雇用公団は、知的財産に対する障害者の理解を高め、生涯学習権を保障するために12月19日(水曜)午前10時30分、韓国障害者雇用公団の大会議で業務提携を締結した。

今回の業務提携は障害者を対象にし、知的財産教育プログラムの開発および運営、教育的ネットワーク構築および教育コンテンツの共同活用、発明および知的財産権を保有する事業家の成功事例発掘、各機関の教育関連推進事業の広報などのために締結された。

両機関が業務提携を締結することで、より多くの障害者が知的財産教育サービスを受けられる機会が拡大し、障害者の自己啓発、知的財産権の創出・活用に役立つとみられる。

国際知識財産研修院長は、「必要が発明を生むため、障害者は自分の生活で感じる不便さを解消できる最高の発明者になることができる」とし、「効果的な知的財産教育を実施し、このような可能性を現実のものにしていきたい」と述べた。

## 2-6 特許庁、IP検索分野の民間業者に「ラブコール」を送る

韓国特許庁 (2018.12.21)

- 特許審査に民間の検索技術の活用を推進 -

韓国特許庁が独自の検索システムに依存して出願技術の特許性について判断してきた20年間の審査慣行から脱却する。2019年からは民間の知的財産(IP)検索サービスも積極的に導入・活用する計画である。

特許庁は12月21日(金曜)午後2時、政府大田庁舎で「官民によるIP検索システム説明会」を開催し、民間業者と特許庁が保有するIP検索システムの機能をデモすると発表した。

説明会には韓国企業からは MARKPRO、WERT INTELLIGENCE、WIPS、WISDOMAIN が、海外からはグローバル業者であるクラリベイトが参加を申し込んだ。この企業らはこれまで IP 情報サービス市場の活性化を図るために、特許庁のドアをノックしてきた。

この 5 社は、商標・特許分野の審査官を含む IP 関係者を対象に、自社の優秀な検索サービス機能について紹介し、サービス提供および技術交流など特許庁との協力策を提示する予定である。

特許庁は AI やビッグデータ技術を活用したキーワード入力方式ではない文書単位の特許検索、金属成分比および化学式構造の検索、商標のイメージ検索、デザインキャラクターの検索、商標名称の周知・著名性判断など、検索機能を高度化する戦略を策定したことがあり、2019 年から関連技術の保有業者を選抜してシステム開発に着手する。

特許庁情報システム課の課長は、「民間の検索技術を利用すれば、特許庁の審査品質向上と民間の IP 情報サービス競争力向上に役立つだろう」とし、「IP 情報検索サービスは産学研の R&D の成功を左右する手段として非常に重要な役割を果たすという点で、官民の技術交流協力を持続的に強化していきたい」と伝えた。

## 2-7 特許庁、「許可等による特許権存続期間延長の医薬品および農薬情報集」 第 4 集を発刊

韓国特許庁 (2018. 12. 26)

韓国特許庁は特許権存続期間延長制度の運用に伴う「医薬品および農薬情報集」を初めて発刊して以来、2018 年に第 4 集を発刊し、関連業界に配布すると明らかにした。

許可等による特許権の存続期間の延長制度とは、特許発明を実施するために他の法令に基づいて許可や登録をすべき医薬品および農薬に対して特許権の存続期間を延長する制度である。

1987 年の制度施行後、2018 年 8 月まで 533 件の特許権が延長され、今回の情報集には 2012 年 9 月から 2018 年 8 月までの関連医薬品 235 件と農薬 13 件、計 248 件に対する特許情報と許可（登録）事項が盛り込まれている。

特許庁薬品化学審査課の課長は、「この情報集が関連業界の不要な特許紛争の事前防止につながり、今後も情報共有のために持続的に情報集を発刊・配布する予定だ」と述べた。

情報集は特許庁ウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) に掲載される予定で、「冊子/統計→刊行物」で確認できる。

## 2-8 国際特許出願 (PCT) 、これからは一度で便利に!

韓国特許庁 (2018.12.27)

- 2019年1月2日から ePCT で出願書を直接提出 -

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (以下、WIPO) と提携し、PCT 電子出願手続きの簡素化に成功したと 12月27日に発表した。

特許庁は WIPO と協力し、韓国の電子出願サイト「特許路 ([www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr))」と WIPO の電子出願サイト「ePCT (<http://pct.wipo.int>)」のアカウントを連携するシステムの開発を完了した。これで、2019年1月2日からは「ePCT」で PCT 国際出願書の作成から提出まで一度で終わらせることができる。

\* 特許路 : 電子出願、登録申請、証明書発給などのサービスを提供する電子出願ポータル

\*\* ePCT : PCT 国際出願のために WIPO が提供するオンラインサービス

出願人は、「特許路」にログインし、「ePCT アカウント情報連携」を選択して ePCT にログインすれば、一度でウェブ方式で PCT 国際出願サービスを利用することができる。

今後も特許庁と WIPO は PCT 国際出願の状況に対するモニタリングを拡大するなど、PCT に関するさまざまな情報を提供するために、交流を継続的に拡大していく計画である。

特許庁情報システム課の課長は、「IP サービスの国際化に向けて WIPO と緊密に協力し、ウェブ出願サービスの連携を構築した」とし、「PCT 電子出願手続きの簡素化に伴い、海外での特許取得が必要な第四次産業革命に関わる中核技術の迅速な国際出願が可能になった」と述べた。

## 2-9 特許庁、2019年弁理士試験に備えた実務型問題の模擬試験を実施

韓国特許庁 (2018.12.27)

- 2019年1月10日、ソウル科学技術会館で実施-

韓国特許庁は2019年弁理士試験に備えた実務型問題の模擬試験を2019年1月10日(木曜)、ソウル科学技術会館大会議室で実施すると12月27日に明らかにした。

模擬試験は受験生が実務型問題に適応する機会を提供するとともに、実務型問題の難易度・弁別力などを検証するために行われる。

模擬試験は2回実施され、受験生は特許法問題と商標法問題(各1問題)を90分間解く。

\*実務型問題は1問当たり45分が配分される

席が限られているため、事前申請者に限って受験できる。受験希望者は12月28日19時から特許庁ウェブサイトで申込できる。

模擬試験の受付は220人ずつ、先着順で行われ、2回とも申し込むことはできない。詳細については、特許庁ウェブサイトを確認できる。

特許庁は模擬試験に受験できない受験生のために模擬試験が終了すると、すぐに特許庁ウェブサイト(消息お知らせ→お知らせ事項)で模擬試験の問題と例示答案を公開する予定である。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 第23次国家知識財産委員会開催

韓国科学技術情報通信部 (2018.12.18)

- アイデア奪取および営業秘密紛争をめぐる、長期間・高コストを必要とする訴訟ではなく、調停制度を選択する機会を拡大
- 個人創作者向けの著作権実務教育、市民向けの著作権体験教育を拡充し、著作権に対する認識を改善
- 大学・公共研が保有する特許の発明者に対する譲渡規定を明確化し、優秀な特許の死蔵を防止



韓国政府は12月17日（月曜）午後3時、政府果川庁舎で第23次国家知識財産委員会を開催し、「知的財産分野の紛争調停制度の活性化方策（案）」など4つの案件を審議・確定した。

### 国家知識財産委員会の概要

- ・「知識財産基本法」第6条の規定に基づき、知的財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整する大統領所属の委員会
- ・委員長（共同委員長：国務総理と民間委員長）、政府委員（\*）13人、民間委員18人
  - \* 企画財政部・教育部・科学技術情報通信部（幹事）・外交部・文化体育部・農食品部・産業部・保健福祉部・中小企業部の長官、国家情報院長、国務調整室長、公正取引委員長、特許庁長

### 第23次国家知識財産委員会の案件

- （1号、審議）知的財産分野の紛争調停制度の活性化方策（案）
- （2号、審議）文化・産業の発展のための著作権尊重文化の拡散方策（案）
- （3号、審議）発明者への補償強化および職務発明活用の向上のための職務発明補償制度の改善策（案）
- （4号、報告）2019年知的財産の主な政策 이슈の発掘（案）

各案件の主な内容は以下のとおりである。

### 知的財産分野の紛争調停制度の活性化方策（案）

訴訟以外の代替的紛争解決手続制度の一つである「調停」は、当事者の同意の下、調停人が交渉に介入し、合意に至るようにする方法であり、合意された結果は裁判所の確定判決と同一の効力を有する。

- ・特に、中小・ベンチャー企業は知的財産をめぐる紛争が訴訟になると、莫大な費用と時間がかかり、深刻な打撃を受けることになるが、調停制度を利用すれば、訴訟に比べ、経済的かつ迅速に紛争を解決することができ、中小・ベンチャー企業の知的財産保護に貢献すると期待される。

※ 知的財産分野の紛争調停制度：産業財産権紛争調停制度（韓国知識財産保護院）、中小企業技術紛争調停・仲裁制度（大・中小企業・農漁業協力財団）、産業技術紛争調停制度（韓国産業技術保護協会）、著作権紛争調停制度（韓国著作権委員会）、コンテンツ紛争調停制度（韓国コンテンツ振興院）など



調停制度を活性化させるために、調停の対象範囲を拡大（＊）するとともに、別途の専門調停部を新設し、技術専門家を拡充するなど、紛争調停委の専門性を強化（＊＊）する。

- ＊ 産業財産権紛争の調停対象（現行：産業財産権、職務発明、技術上の情報に関連する営業秘密、改善：上記の3つに「不正競争防止法」上の不正競争行為を加える）
- ＊＊（著作権委員会）紛争調停業務を担当する専門調停部（30～50人）を新設する（中小企業技術紛争調停委）調停の需要が多い技術分野の専門家の割合を拡大するなど

・また、調停の結果の公正性と客観性を高めるために、著作権調停の鑑定対象を拡大（＊）し、産業財産権の調停過程に事実調査を導入する予定である。

- ＊（現行：コンピュータプログラムの類似性、改善：語文、美術、写真など一般的な著作物にまで拡大

#### **文化・産業の発展のための著作権尊重文化の拡散方策（案）**

デジタル技術の発展に伴い、時間や場所に関係なく、文化コンテンツが利用可能になったが、著作権に対する認識が低いため、違法コピーの流通や利用、著作権濫用などの問題が相次いでいる。

これを受け、市民の著作権に対する意識を改善するために、生涯周期ごとの教育（＊）、インターネット放送・ウェブトゥーンなどを活用した生活密着型広報を強化し、著作権教育体験館（2022年開館予定）を介して、仮想・拡張現実（VR・AR）などの最新技術を活用した体験教育を拡大する予定である。

- ＊（青少年向け）YouTubeなどに連携して広報、（大学生向け）著作権科目の開設支援、（会社員向け）モバイル遠隔教育の拡大など

個人創作者とコンテンツ企業の従事者向けの著作権実務教育も強化する。

- ・地域著作権サービスセンター（2018年9カ所、2019年13カ所）を活用して教育へのアクセスを高め、各創作分野の特性を反映して著作権の登録や契約、侵害対応などの専門教育を実施する。

大学、文化施設などの民間と連携して著作権に対する意識を改善するコンテンツを拡散（\*）し、韓流コンテンツの主要進出国と協力し、現地での著作権意識を高める取り組みを多角化する計画である。

\* 起業支援の教育課程などに著作権関連の内容を反映し、公演や映画上映時に著作権キャンペーンを展開するなど

#### **発明者への補償強化および職務発明活用の向上のための職務発明補償制度の改善策（案）**

法人の職務発明が優秀な特許確保の主な源泉になっており、職務発明の重要性が高まり、関連紛争も頻発している。

※2017年の特許出願の割合：法人（79.6%）、個人（20.4%）

これを受け、職務発明者への補償を強化して革新的な意欲を高め、職務発明の成果の活用を促進するために、同方策を打ち出した。

大学・公共研が費用負担などを理由に海外出願や特許権の維持を放棄すれば、事業化の可能性のある多くの優秀な特許が死蔵する恐れがある。そのため、大学・公共研が海外出願や特許権の維持を放棄した場合、その権利を発明者に譲渡できるようにした。

国家機関に所属する非公務員の研究者や大学（院）の学生研究員が職務発明補償の過程で差別を受けないように、関連規定も整備する計画である。

さらに、研究機関が国家 R&D によって導出した特許の所有権を取得する過程でも研究者から職務発明を承継して所有すべきという「発明振興法」上の原則を国家 R&D の関連法令にも明記する予定である。

#### **2019 年知的財産の主な政策 이슈の発掘（案）**

「2019 年知的財産の主要な政策課題の発掘（案）」には、知財委傘下の 5 つの専門委員会（創出、保護、活用、基盤、新知識）が発掘した 2019 年度政策化推進課題 10 件が盛り込まれている。

毎年、専門委員会の委員が現場での経験をもとに、次年度の推進政策 이슈を発掘・研究して関係部処に提案・勧告し、関係部処はそれについて検討して推進計画、又は政策代案を委員会に提出する。

関係部処の推進計画は、第 24 回知財委員会（2019 年 3 月予定）に上程され、知識財産戦略企画団は推進状況を点検し、委員会に報告する予定である。

### 3-2 特許庁、BJC 社の技術を奪取した現代自動車に是正勧告

韓国特許庁（2018.12.20）

- アイデア奪取禁止法改正の適用、第 1 号事件 -

韓国特許庁は微生物を利用した悪臭除去専門業者である BJC 社の微生物に関するアイデアを奪取した現代自動車に不正競争防止および営業秘密保護に関する法律（以下、不正競争防止法）に基づき、「BJC の被害を賠償し、BJC の微生物剤と実験結果を盗用して開発した微生物剤の生産・使用中止および廃棄」を勧告したと 12 月 20 日に発表した。

\*微生物剤:微生物を使用する目的に合わせて配合し、加工して作るもの

現代自動車は BJC の微生物剤および悪臭低減実験の結果を BJC の同意なしに慶北大学に伝達して新しい微生物剤を開発させ、特許庁はそれを現代自動車と慶北大学の共同特許として登録した行為および開発された新しい微生物剤を塗装ブースで使う行為について、アイデア奪取に当たると判断した。

特許庁は、悪臭低減実験に使われた BJC の微生物剤について、BJC が現代自動車の工場に適合するように注文して製造した製品(OE++,FM++)で、市中で販売される製品(OE, FM)とは微生物の構成や用途が全く違うもので、BJC がこれら製品を再び薄めて培養し、現代自動車の塗装工場の循環水環境での適合性実験を経た後、現代自動車に供給したものであるため、BJC の悪臭低減に関する経験やノウハウが培われた成果だと判断した。

BJC は、現代自動車の塗装工場が悪臭が漂う原因は、揮発性有機化合物（VOC）だけでなく、他の物質にもあるということを実験で証明した。しかし、現代自動車はこの実験結果を BJC の許可を得ず、慶北大学に渡すことで、現代自動車と慶北大学は悪臭の原因特定にかかる時間や費用を軽減し、試行錯誤を減らすことができた。

また、慶北大学が開発した微生物剤を構成する 8 種の VOC 分解微生物には現代自動車が無断で慶北大学に渡した BJC の微生物 5 種が含まれており、産学研究报告書には BJC の微生物のうち、分解性能が良い微生物を追加して微生物剤を製造するという内容も盛り込まれているため、慶北大学が BJC の微生物を利用して開発したことが確認できた。

現代自動車は産学研究により、新しい微生物剤が開発されたことを受け、2004年からBJCと結んできた微生物剤に関する取引関係を2015年5月に打ち切った。また、同事案をめぐり、BJCが問題を提起して紛争を始めると、BJCが納品した化学製品に関する契約も2017年6月に解除した。

この過程を経て開発された微生物剤はBJCが供給した微生物剤を代替し、現代自動車との納品契約終了の決め手となった。現代自動車はBJCの微生物剤をBJCの利益を損ねる方式で用いた。

この事件は、改正不正競争防止法の施行後、技術・アイデア奪取に対して特許庁が専門性を活用して結論を出した最初の是正勧告で、優越的な地位を利用した技術・アイデア奪取の慣行に警鐘を鳴らし、類似事例の再発防止にも寄与すると見込まれる。

特許庁は企業間の健全な取引関係まで萎縮することを防止するために、「アイデア奪取を防止するためのガイドライン」を発刊・配布し、アイデア奪取の申告件数と業界の状況を踏まえて調査人数も拡大する予定である。

特許庁長は、「技術力を備えた強小企業を保護し育成するために、特許庁が専門性を発揮して技術・アイデア奪取に対して法執行をより一層強化していきたい」と述べた。

アイデア奪取、店舗の内装などの外観混同、製品デザインの盗用などの不正競争行為による被害を受けた場合は、特許庁産業財産調査課（042-481-8527）、又は韓国知識財産保護院不正競争調査チーム（02-2183-5837）までお問い合わせを。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 特許庁職員が作るソーシャルトークショー『4時!特許庁です』を開始

韓国特許庁 (2018. 12. 17)

- 毎日午後 4 時、フェイスブック、ユーチューブで知識や情報を提供し、視聴者を楽しませる -

韓国特許庁は国民の発明特許に関する認識向上のために、12 月 17 日から毎日午後 4 時に特許庁職員が自ら出演する『4時!特許庁です』を開始すると発表した。

『4時!特許庁です』は 12 月 10 日午後 4 時に初めて放送を始め、フェイスブックとユーチューブで 5 日間のテスト放送を終えた。現職の特許庁職員が出演するトーク番組である。

『4時!特許庁です』では特許庁が出すプレスリリースや知的財産をテーマにして職員が視聴者に知識と情報を伝え、記事にならなかった内容と裏話についても話す。

テスト放送では「一人飯、一人酒に関する商標出願の増加」、「AI スピーカー」、「世界 10 大・韓国 10 大発明品」、「アイドル商標」がトークのテーマであった。テスト放送は特許庁のフェイスブックとユーチューブで視聴することができる。

『4時!特許庁です』の司会進行は特許庁内で弁舌さわやかなことで有名な次世代輸送審査課のパート長が務める。

パート長は、「品格の高いソーシャルトークショーを目指す『4時!特許庁です』を通じて、多様な知的財産ニュースや情報を国民に伝えることになり、大きな責任を感じる」とし、「有益で面白い放送を作るために最善を尽くしたい」と述べた。

特許庁のスポークスマンは、「国民の知的財産に関する認識が国家競争力につながるため、国民が発明特許と知的財産にさらに大きな関心を引き起こせるよう、『4時!特許庁です』を企画した」とし、「『4時!特許庁です』は中央部処では SNS で毎日放送する初めての番組であるため、国民の目線や知る権利を守るコミュニケーションチャンネルとして位置づけられるように努力したい」と明らかにした。

特許庁はフェイスブック、ユーチューブ、ブログ、インスタグラムなど7つのデジタルチャンネルを運営して、多様なコンテンツを企画し、国民とのコミュニケーション活性化を図るために取り組んでいる。

今週のテーマは、「味をデザインする」、「懲罰的損害賠償制度」、「D2B デザインフェア公募展」、「人工知能の挑戦は止まらない」、「特許コールセンター1544-8080 相談件数、もうちょっとで1,000万件を突破」である。

## 5-2 将来の健康を守る AR/VR ベースの医療技術

韓国特許庁 (2018.12.18)

拡張現実 (AR) や仮想現実 (VR) を取り入れた医療技術に関する特許出願が活気を帯びている。

韓国特許庁によると、1998年から2017年までの20年間、拡張現実と仮想現実を取り入れた医療技術に関する特許出願件数は、計277件となっている。

直近6年間(2012年～2017年)の年平均特許出願の伸び率は49.4%と、急増していることが分かった。この背景にはAR/VR技術の発展と、2016年韓国政府9大国家戦略プロジェクトに伴う研究開発支援金の拡大があるとみられる。

\*2012年11件、2013年20件、2014年13件、2015年29件、2016年58件、2017年82件

AR/VRに関する出願は、リハビリ関連が81件と最も多いことが分かった。他に医療関係者の訓練関連の出願(45件)、手術(38件)、健康管理(36件)、診断(32件)分野に取り入れるなど、AR/VRの活用分野が多様化している。

具体的には、慢性的な医療人材不足を解決するための人材養成過程に活用される手術・診断・医療関係者の訓練分野、苦痛なリハビリ過程に活用して回復につなげるリハビリ分野、患者の生活の質を向上させる健康管理分野でAR/VRが活用されている。また、慢性疾患の増加、高齢化および専門人材不足といった問題を解決し、さらに効率的なサービスを提供するためのAR/VR活用が拡大している。

韓国人による出願が 89.9%（韓国人:249 件、外国人:28 件）となっており、上位出願人にはキルチェソフト社（8 件）、峨山社会福祉財団（7 件）、高麗大学（6 件）など、民間企業と大学、政府出捐公共研究機関が含まれている。

AR/VR 医療技術市場は 2016 年の 17 億 8,420 万ドルから 2022 年には 263 億 9,291 万ドルへと急増（\*）すると見込まれる分野であるため、特許技術を先取りすることが急務である。

\*保健産業第 4 次産業革命シリーズ:メディカル拡張現実（AR）/仮想現実（VR）市場の動向分析、保健産業ブリーフ vol. 251、韓国保健産業振興院（発行日:2017.12.01）

特許庁医療技術審査チームのチーム長は、「医療技術分野で AR/VR を取り入れた多様なサービスが提供されており、今後も AR/VR 医療技術の需要は爆発的に増加するだろう」とし、「AR/VR 医療技術分野を先取りするために、韓国企業は技術競争力を確保するとともに、技術を保護できる特許権の確保に関心を持たなければならない」と強調した。

### 5-3 韓国の特許出願件数、GDP・人口比で世界 1 位

韓国特許庁（2018.12.21）

- 特許出願件数は世界 4 位を維持 -

世界知的所有権機関（WIPO）がこのほど発刊した「世界知的財産権指標（World Intellectual Property Indicator）2018（\*）」によると、韓国の 2017 年 GDP・人口比の特許出願件数は世界 1 位であることが明らかになった。

\*世界知的財産権指標 2018：2017 年を基準として WIPO 加盟国の特許、商標、デザインなど知的財産権に関連する各種出願・登録指標を盛り込んだ統計報告書

この報告書によると、2017 年世界の知的財産権（特許、実用新案、デザイン、商標など）出願件数は 2016 年に比べ、18.3%増の 1,856 万件となっている。特許、実用新案、商標、デザイン出願がそれぞれ 1.3%、13.4%、26.8%、0.1%増加した。

国別では中国が 944 万件で 1 位となり、次いで米国 127 万件、日本 92 万件、欧州 65 万件、韓国 51 万件となっている。

特許出願件数は 2016 年に比べて 1.3%増の 317 万件となり、韓国は 20.5 万件で中国、米国、日本に続き世界 4 位を維持した。

特に、GDP・人口比での韓国の特許出願件数は、米国・日本・欧州など先進特許庁を大きく上回り、1 位を維持している。これは、韓国が特許出願強国であることを裏付けている。

商標出願では中国が断トツの 1 位（574 万件）となり、韓国は 2016 年に比べて 2 段階低い 10 位（23 万件）となっている。

デザイン出願では中国（63 万件）、欧州連合知的財産庁（EUIPO、11 万件）に続き、韓国が 3 位（6.7 万件）となっている。

しかし、韓国の GDP 比の出願件数は商標 4 位、デザイン 1 位となり、人口比の出願件数も商標 3 位、デザイン 1 位となり、二つの分野でも出願強国であることが明らかになった。

#### 5-4 災害時、迅速な緊急速報メールが命を救う！

韓国特許庁（2018.12.27）

韓国特許庁によると、災害時の緊急速報メール技術に関する特許出願が着実に行われており、韓国人による出願も増加傾向にあることが分かった。

直近 6 年間（2012 年～2017 年）の韓国人による出願件数は 284 件となる。出願人別に見ると、中小企業 148 件（52%）、個人 88 件（31%）、大学および研究所 37 件（13%）、大企業 11 件（4%）の順で、中小企業と個人による出願が大半を占めている。

技術の動向を見ると、施設および装備分野が 128 件（45%）、災害関連情報を伝送するための放送通信技術分野が 119 件（42%）、緊急速報メールの受信端末分野が 31 件（11%）となっている。

緊急速報メールの鍵は迅速さである。そのために韓国政府は国で緊急速報メール連絡網を統合管理する「国家災害安全通信網構築事業」を進めており、2018 年 11 月、中部圏を皮切りに 2020 年まで段階的に全国へ拡大する予定である。



今後、緊急速報メールに関する技術は効率的な災害対応を進めるために、第四次産業技術の代表ともいえるビッグデータやモノのインターネット（IoT）などを取り入れ、スマートな災害情報管理システムに進化する見通しである。また、国家緊急速報メール連絡網、地域や各機関の緊急速報メール連絡網が有機的につながることで、さまざまな災害に効率的に対応できる緊急速報メールシステムが登場すると見込まれる。

特許庁マルチメディア放送審査チームのチーム長は、「韓国でも大きな災害が頻繁に起きているため、統合管理型国家緊急速報メールシステムを備える必要がある」とし、「積極的な災害対応には、第四次産業に連係した持続的な技術開発が必要であるため、政府と関連企業などが協力して緊急速報メールに関する技術開発や優秀な特許確保に努力しなければならない」と強調した。

#### 5-5 IT産業に欠かせないレアアースに注目を!

韓国特許庁（2018.12.31）

- 先端産業用のレアアースに関する出願が増加 -

21世紀における最高の戦略資源であるレアアースは、電気自動車およびハイブリッド自動車、太陽光発電および風力発電などに欠かせない重要な素材で、これに関する特許出願が活発であることが分かった。

韓国特許庁によると、レアアースに関する特許出願件数は、2000年以降増え続けている。特に、ハイブリッド自動車や電気自動車に関する研究が活発に行われていた2010年以降、関連特許出願が急増したことが明らかになった。

レアアースとは、「自然界に非常にまれに存在する金属元素」という意味で名付けられた名前である。化学的に非常に安定しており、乾燥した空気でもよく耐え、熱伝導性が高いため、携帯電話やタブレット PC、発光ダイオード（LED）などの先端技術に加え、ハイブリッド自動車や電気自動車のモータ用永久磁石と電池の陰極管、太陽光発電、風力発電などの製造に使われる。

2000年以降の出願のうち、レアアースを永久磁石用を使用した出願人の動向を見ると、国内出願件数は計1,267件と全体の約39%を占めており、外国出願件数は計1,965件と全体の約61%を占めている。

国内出願人の動向を見ると、サムスン電子（61件）が最も多く、次いで現代自動車（56件）、サムスン電気（48件）、LGイノテック（33件）の順であった。

また、2000年以降の出願のうち、レアアースをバッテリー用に使用した国内出願人の動向を見ると、サムスンSDI（81件）が最も多く、続いてLG化学（33件）、サムスン電子（32件）、韓国原子力研究院（24件）の順となった。

注目すべきは、大企業が出願件数で上位になっていることである。これは、採算性の低さや環境汚染により、大企業は採掘などの直接生産には関与しないが、レアアースの分離や精錬、合金にする過程に必要な高度な技術力とノウハウを反映して出願した結果であろう。

特許庁金属審査チームのチーム長は、「数年前までは資源の武器化により、レアアースの価格は乱高下し、レアアース以外の材料を利用したモータやレアアースのリサイクルに関する研究が活発であった」とし、「しかし、今後世界的に化石燃料を代替する電気自動車などの需要が増加する見通しであるため、永久磁石と電池に関する研究開発と特許出願はさらに活発になるだろう」と見込んだ。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム